

平成30年度冬季の節電の取組について

経済産業省は、2018年度冬季の電力需給の見通しから節電要請は行わないものの、引き続き省エネルギーの取組を進めていくことを示しています。

本市におきましても東日本大震災以降の平成23年度から節電の取組を継続しており、地球温暖化対策の観点からも、これまでと同様に節電に取り組めます。

●期 間

平成30年12月1日（土）～平成31年3月31日（日）の開庁日

●市施設における節電項目

共通項目

項 目
①市施設の照明を極力影響の少ない範囲で消灯や間引き
②昼の休憩時間における事務室内全部消灯
③時間外勤務時の不要な照明の消灯
④ウォームビズの活用、暖房温度の19度設定
⑤給湯器の運転時間短縮
⑥エレベータ（エスカレータ）の間引き運転、運転時間の短縮
⑦コピー機、プリンター、FAX、パソコン等の省エネモード設定。業務終了後の停止
⑧待機電力削減（使用していない電気機器の電源ケーブルを抜く）
⑨節電チェック表の運用・記録（節電意識を高める）
⑩ノー残業デーの徹底
⑪階段利用の推奨

本庁舎

項 目
①空調の運転時間短縮
②北棟の貯湯式電気湯沸器の運転時間短縮